

第23回 定時株主総会招集ご通知



CHANGE
HOLDINGS

株式会社チェンジホールディングス
証券コード 3962

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午後1時（受付開始：正午）

開催場所

東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・タワー
4階 カンファレンスRoom 1

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

証券コード 3962

2025年6月9日

(電子提供措置開始日) 2025年6月5日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

株式会社チェンジホールディングス

代表取締役兼執行役員社長 福 留 大 士

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.changeholdings.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3962/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「チェンジホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3962」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日はご自宅でも本総会の模様をご覧いただけるようZoomウェビナーを通じて視聴のみのオンラインで参加ができるようにいたします。また、オンラインで参加された株主様からのご質問にお答えさせていただく機会として、本総会終了後に引き続きZoomウェビナーを通じて「株主様との対話の会」を実施させていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午後1時（受付開始 正午）
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・タワー 4階カンファレンスRoom1
（末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「主要な事業所」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」  
②連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」  
③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨並びに修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

◎インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

◎議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎本総会の開催内容につきましては、後日質疑応答公開のために録画させていただきますので、あらかじめご了承ください。

#### <オンライン参加の方法>

- ◎本総会へのオンライン参加の方法の詳細につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする「当社第23回定時株主総会 オンライン配信のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会へのオンライン参加は、会社法で定める「出席」には当たりません。従いまして、当日は議決権行使、質問、動議提出及び動議採決を行うことができませんので、事前にインターネット又は議決権行使書用紙により議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。なお、動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎オンライン参加の場合、Q&A機能を用いてコメントをしていただくことが可能です。Q&A機能を用いてコメントいただきましたご質問につきましては、発言の効力はございませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎オンライン参加の株主様から、Q&A機能を用いてコメントいただきましたご質問につきましては、「株主様との対話の会」で回答申し上げます。
- ◎Q&A機能を用いたコメント時には、議決権行使書用紙に記載の株主番号及び氏名を記載くださいますようお願い申し上げます。

#### <「株主様との対話の会」のオンライン実施>

- ◎本総会終了後に引き続きZoomウェビナーを通じて「株主様との対話の会」を実施させていただきます。
- ◎「株主様との対話の会」におきましては、Q&A機能を用いてご質問をお寄せいただくことが可能であります。お時間の都合上、全てのご質問にお答えすることができない可能性がございますこと、あらかじめご了承ください。
- ◎Q&A機能を用いたご質問時には、議決権行使書用紙に記載の株主番号及び氏名を記載くださいますようお願い申し上げます。株主番号及び株主名簿に記載されている氏名の記載がない株主様からのご質問にはお答えすることができないこと、あらかじめご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2025年6月26日（木曜日）午後1時（受付開始：正午）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 2025年6月25日（水曜日）午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

**行使期限** 2025年6月25日（水曜日）午後6時入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

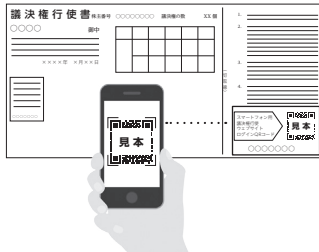
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

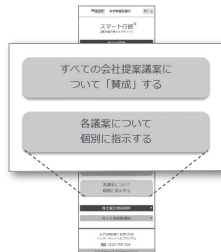
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

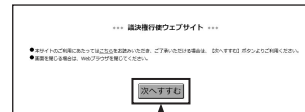
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

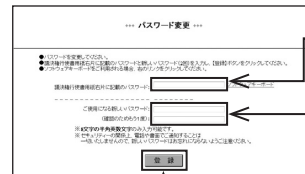
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当社は、内部留保の充実を図り事業拡大のための投資を行うことを優先しつつも、中長期的視点で事業拡大を図る方針に対して株主の理解を深めていただくための継続的な利益還元を目的を踏まえ、各事業年度の経営成績を勘案しながら、配当を継続的に実施していくことを基本方針としておりました。

この度、投資と還元のバランス及び安定配当を実現し、定量的でより明確な指標を設けることとし、今後の配当方針を普通配当でDOE3.6%（配当性向下限值15%）と改め、2025年3月期の期末配当から適用することとします。

これにより、当社の期末配当につきましては普通配当を20.9円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20.9円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,454,199,993円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月27日といたしたいと存じます。

## 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

当社は、取締役会における意思決定の迅速化、取締役会の監督機能の強化及びグループ経営の効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに関連して、以下の事項を変更するものであります。

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更等を行うものです。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に際し、迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです（変更案第29条）。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設するものです（変更案第43条）。
- ④ その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理等、所要の変更を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第4条 （条文省略）<br>第2章 株式<br>第5条～第8条（条文省略）<br>（株主名簿管理人）<br>第9条 （条文省略）<br>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって選定する。</u><br><br>3 （条文省略）<br>第10条～第11条 （条文省略）<br>第3章 株主総会<br>第12条～第17条 （条文省略）<br>第4章 取締役及び取締役会<br>第18条 （条文省略） | 第1章 総則<br>第1条～第4条 （現行どおり）<br>第2章 株式<br>第5条～第8条（現行どおり）<br>（株主名簿管理人）<br>第9条 （現行どおり）<br>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定し、これを公告する。</u><br>3 （現行どおり）<br>第10条～第11条 （現行どおり）<br>第3章 株主総会<br>第12条～第17条 （現行どおり）<br>第4章 取締役及び取締役会<br>第18条 （現行どおり） |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> | <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び各監査役</u>に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決につき決議に加わることのできる取締役の全員の書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第27条 (条文省略)<br/>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会決議をもってこれを定める。</p> | <p>第23条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決につき決議に加わることのできる取締役の全員の書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (現行どおり)<br/>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して</u>、株主総会決議をもってこれを定める。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第32条 当社の<u>監査役</u>は、5名以内とする。</p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役</u>は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役の中から常勤の監査役</u>を選定する。</p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>は、<u>その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等</u>については、株主総会決議をもってこれを定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第46条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現任の取締役全員（5名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となることから、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                | 現在の当社における地位・担当                |          |
|-------|------------------------------------|-------------------------------|----------|
| 1     | <small>ふく ども ひろ し</small><br>福留大士  | 代表取締役兼執行役員社長                  | 再任       |
| 2     | <small>い とう あきら</small><br>伊藤 彰    | 取締役兼執行役員副社長                   | 再任       |
| 3     | <small>やま だ ゆたか</small><br>山田 裕    | 取締役兼執行役員CFO<br>Corporateユニット長 | 再任       |
| 4     | <small>まつ もと たけ し</small><br>松本 壮志 | 社外取締役                         | 再任 社外 独立 |
| 5     | <small>たき がわ か よ</small><br>滝川 佳代  | 社外取締役                         | 再任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふくどめ ひろし  
福留 大士

再任

生年月日

1976年3月25日

所有する当社の株式数

2,229,500株

在任年数

22年2ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年4月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア(株)） 入社  
2003年4月 当社設立 代表取締役COO  
2015年12月 当社 代表取締役兼執行役員社長（現任）  
2018年12月 (株)トラストバンク 取締役（現任）  
2019年9月 (株)ROXX 社外取締役（現任）  
2020年3月 (株)Orb 取締役（現任）  
2021年4月 (株)デジタルグロースアカデミア 取締役  
2021年7月 ポート(株) 経営アドバイザリー（現任）  
2022年3月 SBI地方創生サービスズ(株) 代表取締役社長（現任）  
2022年4月 (株)ガバメイツ 取締役（現任）  
2022年10月 (株)DFA Robotics 取締役（現任）  
2023年1月 (株)トラベルジップ 取締役（現任）  
2023年3月 (株)ホープ 社外取締役（現任）  
2023年6月 (株)チェンジ鹿児島 社外取締役（現任）  
2023年12月 イー・ガーディアン(株) 取締役（現任）  
2023年12月 サイリーグホールディングス(株) 取締役（現任）  
2024年3月 (株)アーシャルデザイン 社外取締役（現任）  
2024年12月 (株)fundbook 取締役（現任）  
2024年12月 (一社)ナスコンバレー協議会 理事（現任）  
2025年6月 (株)ジーグラビティ 取締役（現任）

#### 取締役候補者とする理由

福留 大士氏は、当社創業メンバーであり、2003年4月より代表取締役としての職責を担ってきました。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いとう  
伊藤

あきら  
彰

再任

生年月日

1976年3月8日

所有する当社の株式数

1,262,000株

在任年数

22年2ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年4月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア㈱） 入社  
2003年4月 当社設立 取締役  
2015年12月 当社 取締役兼執行役員副社長  
Mobile & Sensing Applicationユニット長  
2018年10月 当社 取締役兼執行役員副社長 NEW-ITユニット長  
2021年3月 ㈱ビーキャップ 取締役  
2021年9月 ㈱ビーキャップ 取締役副社長（現任）  
2023年4月 ㈱チェンジ 取締役兼執行役員副社長（現任）  
2023年4月 当社 取締役兼執行役員副社長（現任）

#### 取締役候補者とする理由

伊藤 彰氏は、当社創業メンバーであり、2003年4月より取締役としての職責を担ってきました。企業経営・DX等に関する知見を有しており、引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

やまだ  
山田

ゆたか  
裕

再任

生年月日

1970年5月9日

所有する当社の株式数

682,500株

在任年数

11年0ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月 矢内本協会計事務所 入所  
2007年10月 当社 入社  
2014年6月 当社 取締役  
2015年12月 当社 取締役兼執行役員CFO Control & Managementユニット長  
2018年10月 当社 取締役兼執行役員CFO Corporateユニット長（現任）  
2018年12月 ㈱トラストバンク 取締役（現任）

#### 取締役候補者とする理由

山田 裕氏は、2014年6月より取締役としての職責を担ってきました。企業経営・財務会計等に関する知見を有しており、引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 4

まつもとたけし  
松本 壮志

再任

社外

独立

生年月日

1980年6月17日

所有する当社の株式数

-株

在任年数

2年0ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年4月 (株)ワールドインテック 入社  
2008年12月 (株)システムリサーチ 経営企画担当執行役員  
2009年7月 同 取締役経営企画本部長  
2010年11月 同 代表取締役社長  
2012年6月 (株)デジタルハーツ 経営戦略室長  
2013年10月 (株)ハーツユナイテッドグループ（現 (株)デジタルハーツホールディングス） 取締役  
2014年7月 同 取締役COO  
2017年8月 (株)ALBERT 代表執行役員  
2018年3月 同 代表取締役社長  
2019年1月 同 代表取締役社長兼CEO  
2020年5月 同 代表取締役社長  
2021年10月 (株)フィックスポイント 社外取締役（現任）  
2023年6月 アクセンチュア(株) Advisor  
2023年6月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

(株)フィックスポイント 社外取締役

#### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

松本 壮志氏は、長年にわたるIT関連業界における豊富な実務経験、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しております。同氏の知識と経験に基づき社外の視点を取り入れ、経営監督機能の客観性及び中立性を確保することで、さらなる当社グループの成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

た き が わ か よ  
滝川佳代

再 任

社 外

独 立

生年月日

1972年8月21日

所有する当社の株式数

-株

在任年数

2年0ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月 弁護士登録  
長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所） 入所  
2002年5月 Columbia University School of Law（LL.M.コース） 卒業  
2002年9月 General Electric Capital Corporation  
2007年1月 長島・大野・常松法律事務所 パートナー（現任）  
2019年6月 (株)日本信用情報機構 社外監査役（現任）  
2023年6月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

長島・大野・常松法律事務所 パートナー

(株)日本信用情報機構 社外監査役

#### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

滝川 佳代氏は、弁護士資格を有し、企業法務に精通しており、法務に関する幅広い知見を有しております。同氏の知識と経験に基づき社外の視点を取り入れ、経営監督機能の客観性及び中立性を確保することで、さらなる当社グループの成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。  
同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 滝川 佳代氏が所属する長島・大野・常松法律事務所と当社は、法律事務の委任に関する契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本 壮志氏、滝川 佳代氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は松本 壮志氏、滝川 佳代氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となる予定であります。
4. 当社は、松本 壮志氏及び滝川 佳代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、再任いただいた場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、滝川 佳代氏が所属する長島・大野・常松法律事務所の年間売上高に占める当社グループの年間支払額の割合は1%未満であり、同氏は当社の業務に携わったことが無いため、同氏の独立性は十分確保されているものと判断しております。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員(取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の従業員であります。)が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案

# 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                              | 現在の当社における地位・担当 |    |    |    |
|-------|----------------------------------|----------------|----|----|----|
| 1     | 久保剛彦 <small>く ぼ たけ ひこ</small>    | 常勤監査役          | 新任 | 社外 | 独立 |
| 2     | 矢治博之 <small>や じ ひろ ゆき</small>    | 社外監査役          | 新任 | 社外 | 独立 |
| 3     | 小出隆造 <small>こ い で りゅう ぞう</small> | 社外監査役          | 新任 | 社外 | 独立 |

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

く ぼ た け ひ こ  
久保剛彦

新任

社外

独立

生年月日

1960年1月6日

所有する当社の株式数  
-株

監査役在任年数

3年0ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

監査役会出席状況

12/12回

## 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4 月 (株)住友銀行（現 (株)三井住友銀行）入行  
2005年 4 月 (株)三井住友銀行 金融犯罪対応室長  
2010年 4 月 同 東京営業部長  
2011年 4 月 同 本店営業部長兼東京営業部長  
2013年 4 月 同 人材開発部長  
2017年 4 月 (株)日本総合研究所 執行役員人事部長  
2018年 4 月 同 常務執行役員人事部長  
2020年 4 月 同 専務執行役員  
2020年 6 月 同 取締役専務執行役員  
2020年 6 月 (株)日本総研情報サービス 社外取締役  
2022年 6 月 当社 社外監査役（現任）  
2023年 4 月 (株)チェンジ 監査役（現任）  
2023年12月 サイリーグホールディングス(株) 監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

(株)チェンジ 監査役

サイリーグホールディングス(株) 監査役

## 監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

久保剛彦氏は、大企業での経営経験及び長年にわたる金融機関での経験により、コンプライアンス、内部統制、リスクマネジメント、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、2022年からは当社監査役として適切に職務を遂行しております。同氏には、引き続き、経営から独立した立場である社外取締役として、コンプライアンス、内部統制、リスクマネジメント、財務及び会計の見地から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことにより、当社取締役会の監督機能の強化に適切な役割を果たしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者番号 2

や じ ひろ ゆき  
矢 治 博 之

新 任

社 外

独 立

生年月日

1960年9月8日

所有する当社の株式数

一株

監査役在任年数

2年0ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

監査役会出席状況

12/12回

## 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1988年 3 月 公認会計士登録

1997年 7 月 中央監査法人 社員

2004年 7 月 中央青山監査法人 代表社員

2007年 8 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） パートナー

2022年11月 矢治公認会計士事務所 代表（現任）

2022年12月 三菱UFJ信託銀行(株) 顧問（現任）

2023年 3 月 (株)AVILEN 監査役（現任）

2023年 6 月 当社 社外監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

矢治公認会計士事務所 代表

三菱UFJ信託銀行(株) 顧問

(株)AVILEN 監査役

## 監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

矢治 博之氏は、公認会計士として長年にわたる企業会計監査の豊富な経験を有し、企業統治、コンプライアンス等にかかる高度で幅広い知識・見識を有しており、2023年からは当社監査役として適切に職務を遂行しております。当社グループの経営の健全性の確保及び中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏には、引き続き、経営から独立した立場である社外取締役として、財務及び会計の見地から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことにより、当社取締役会の監督機能の強化に適切な役割を果たしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者番号

3

こ い で り ゅ う ぞ う  
小 出 隆 造

新 任

社 外

独 立

生年月日

1959年4月12日

所有する当社の株式数

一株

監査役在任年数

2年0ヵ月

取締役会出席状況

19/19回

監査役会出席状況

12/12回

#### 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1982年4月 (株)博報堂 入社

2000年12月 同 営業局部長

2006年4月 同 営業局長

2011年4月 (株)中央アド新社 取締役常務執行役員営業本部長

2012年6月 同 代表取締役社長

2023年6月 当社 社外監査役（現任）

#### 監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

小出 隆造氏は、大企業での豊富な実務経験や経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2023年からは当社監査役として適切に職務を遂行しております。同氏には、当社グループの経営の健全性の確保及び中長期的な企業価値の向上を図るため、引き続き、経営から独立した立場である社外取締役として、経営の見地から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことにより、当社取締役会の監督機能の強化に適切な役割を果たしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 久保剛彦氏、矢治博之氏及び小出隆造氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は久保剛彦氏、矢治博之氏及び小出隆造氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約締結しておりましたが、各氏が選任された場合、当該契約と同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となる予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員(取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の従業員であります。)が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 久保剛彦氏、矢治博之氏及び小出隆造氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第18回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額500百万円以内といたしたいと存じます。

なお、当社における第23期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、事業報告に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案した上で独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案

# 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内といたしたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案した上で独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

(ご参考) 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名    | 地位                     | 性別 | スキル                   |           |            |                       |                              |                               |
|-------|------------------------|----|-----------------------|-----------|------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------------|
|       |                        |    | 企業<br>経営/<br>経営<br>戦略 | IT/<br>DX | 投資/<br>M&A | 会<br>計/フ<br>ァイナ<br>ンス | 人材<br>開発/<br>ダイ<br>バー<br>シティ | 法務/<br>コンプ<br>ラ/<br>リスク<br>管理 |
| 福留 大士 | 代表取締役兼執行役員<br>社長       | 男性 | ○                     | ○         | ○          |                       |                              | ○                             |
| 伊藤 彰  | 取締役兼執行役員<br>副社長        | 男性 | ○                     | ○         | ○          |                       | ○                            |                               |
| 山田 裕  | 取締役兼執行役員<br>CFO        | 男性 |                       |           | ○          | ○                     | ○                            | ○                             |
| 松本 壮志 | 社外取締役<br>(独立役員)        | 男性 | ○                     | ○         | ○          | ○                     |                              |                               |
| 滝川 佳代 | 社外取締役<br>(独立役員)        | 女性 |                       | ○         | ○          |                       |                              | ○                             |
| 久保 剛彦 | 社外取締役/監査等委<br>員 (独立役員) | 男性 | ○                     |           |            | ○                     | ○                            | ○                             |
| 矢治 博之 | 社外取締役/監査等委<br>員 (独立役員) | 男性 |                       |           | ○          | ○                     |                              | ○                             |
| 小出 隆造 | 社外取締役/監査等委<br>員 (独立役員) | 男性 | ○                     |           | ○          |                       | ○                            | ○                             |

以上



(ご参考)

## 業績サマリー

### 業績ハイライト

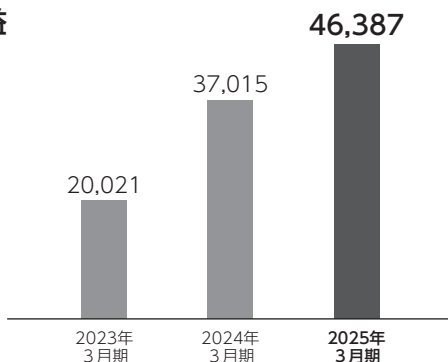
売上収益 **46,387** 百万円  
YoY + 25.3% 達成率 103%

営業利益 **13,515** 百万円  
YoY + 83.1% 達成率 104%

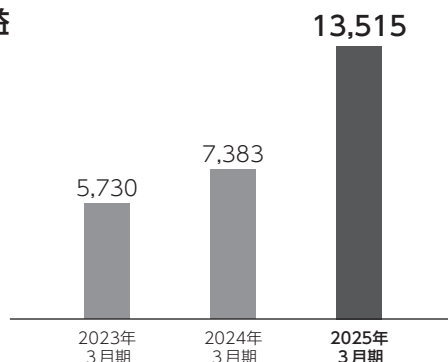
EPS **107.49**  
YoY + 82.5% 達成率 96%

ROE **18.7%**  
前期 11.2%

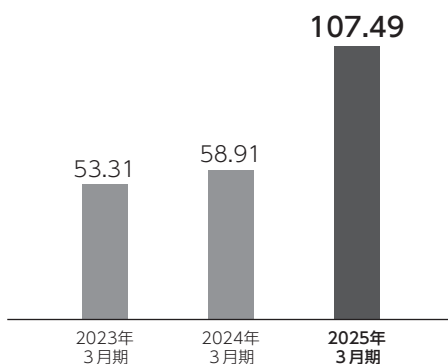
売上収益  
(百万円)



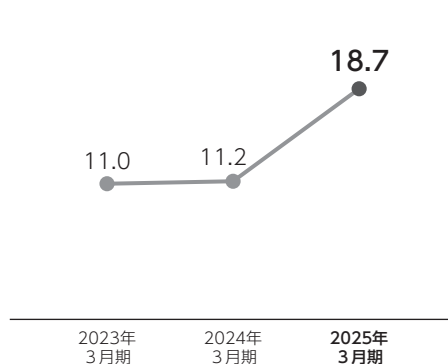
営業利益  
(百万円)



EPS  
(円)



ROE  
(%)



# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

今後、我が国は2070年に国民の約2.4人に1人が65歳以上の高齢者となるという世界で類を見ない超高齢化社会になることが予測されております。また、日本のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）の進展が世界から大きく後れを取っている認識のもと、株式市場においてDXに対応し進化している企業とそうではない企業の二極化が進展し、企業は自社の生き残りをかけ、DXへの対応・変革・投資が急務となっている状況です。また、地方自治体においても、厳しい財政状態・人口減少の課題に直面し、職員数が減少しているにもかかわらずその業務負担は増加傾向にあり、DXによる業務効率化が必要不可欠となっております。

そのような環境の中、当社グループにおいては「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性をCHANGEする」というビジョンのもと、「人×技術」で日本の生産性を飛躍的に向上させ、人口減少下の日本を持続可能な社会にするため、ビジネスモデル・業務プロセスのデジタル化及びデジタル人材の育成支援などの事業を展開し、創業以来、多くの顧客のデジタル化ニーズに対してソリューションを提供しております。

具体的な事業内容としては、デジタル人材の育成支援や業務プロセスの革新及びデジタル化を担うNEW-ITトランスフォーメーション事業、DXによる地方創生の推進をミッションとするパブリテック事業の2つの事業を柱として推進・拡大しております。

当社は2022年5月13日に発表した改訂版中期経営計画「Digitize & Digitalize Japan (Phase2)」において「Local」×「Social」×「Digital」の重点領域を定め日本のDXをリードすべく、2022年3月にSBIホールディングス株式会社との資本業務提携を実施し地方創生に向けた取り組みを加速させるとともに、人材採用・育成を積極的に推し進め、M&A等の成長投資を加速させることでDXの領域の拡大を図っております。また、2023年4月1日より持株会社体制へ移行し、グループガバナンスの一層の強化と経営資源配分の最適化ならびに次世代の経営人材育成を推進し、あらゆる経営環境の変化にも迅速に対応できる、柔軟かつ強靱な経営体制を構築しております。

2023年10月にイー・ガーディアン株式会社を連結子会社としたことを足掛かりに新たにサイバーセキュリティ領域での事業拡大を目指し、さらに、2024年12月にM&A仲介事業を行う株式会社fundbookを完全子会社化するなど、次期中期経営計画での更なる飛躍に向けた積極

的な事業展開に取り組んでおります。

当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

NEW-ITトランスフォーメーション事業につきましては、M&Aや資本業務提携を中心とした成長投資を継続しております。人材不足解消領域においては、リスキリングや旺盛な生成AI(ChatGPT)関連の需要を取り入れた研修サービスの強化・拡大を図り、株式会社デジタルグロースアカデミアの持分法適用会社化により株式の再評価益を計上いたしました。また、2024年12月にM&A仲介事業を行う株式会社fundbookを完全子会社化したことで売上収益が増加しており、引き続き地方創生において重要となる地域企業の事業承継に対し、当社グループのDXの知見や顧客基盤、リレーションを用いて、M&A仲介事業の新たな付加価値の創出に取り組んでまいります。サイバーセキュリティ領域においては、イー・ガーディアン株式会社及びアイディールートコンサルティング株式会社の連結子会社化により、前年同期に対して売上収益が大幅に増加いたしました。また、サイリーグホールディングス株式会社及びイー・ガーディアン株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友海上火災保険株式会社と企業のサイバーセキュリティを支援する合併会社であるSMBCサイバーフロント株式会社を設立しました。引き続きサイバーセキュリティ業界の再編を進めるべく、M&Aによるソリューションや人材の集積に取り組んでまいります。

パブリテック事業につきましては、地方自治体のDXや地域の経済循環に向けた取り組みによる地方創生を推し進めております。地方創生領域においては、東日本旅客鉄道株式会社が運営する「JRE MALL ふるさと納税」や株式会社カブ&ピースが運営する「KABU&ふるさと納税」などのOEMサービスの拡大も寄与し、当連結会計年度における寄付取扱高は前連結会計年度を上回る結果となり順調に伸展しました。また、2024年9月に東光コンピュータ・サービス株式会社を完全子会社化し、カーボンクレジットなどの新規事業開発を推し進めてまいります。さらに、2025年4月1日に発表したとおり株式会社グリヴィティを設立し、ふるさと納税における自治体の配送業務の効率化とコスト削減を支援し、物流分野における事業成長を加速させてまいります。公共DX領域については、地方自治体向けSaaSビジネスであるLoGoチャット及びLoGoフォームが引き続きユーザーからの高い評価を得て契約数が増加し、有償・無償を合わせ約1,500の自治体でLoGoチャットを利用いただいております。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益は46,387百万円（前期比25.3%増）、営業利益は13,515百万円（前期比83.1%増）、税引前利益は12,745百万円（前期比75.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は7,532百万円（前期比76.7%増）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### (Ⅰ) NEW-ITトランスフォーメーション事業

NEW-ITトランスフォーメーション事業につきましては、M&Aや資本業務提携を中心とした成長投資を継続しております。人材不足解消領域においては、リスクリングや旺盛な生成AI(ChatGPT)関連の需要を取り入れた研修サービスの強化・拡大を図り、株式会社デジタルグロースアカデミアの持分法適用会社化により株式の再評価益を計上いたしました。また、2024年12月にM&A仲介事業を行う株式会社fundbookを完全子会社化したことで売上収益が増加しており、引き続き地方創生において重要となる地域企業の事業承継に対し、当社グループのDXの知見や顧客基盤、リレーションを用いて、M&A仲介事業の新たな付加価値の創出に取り組んでまいります。サイバーセキュリティ領域においては、イー・ガーディアン株式会社及びアイディールートコンサルティング株式会社の連結子会社化により、前年同期に対して売上収益が大幅に増加いたしました。また、サイリーグホールディングス株式会社及びイー・ガーディアン株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友海上火災保険株式会社と企業のサイバーセキュリティを支援する合併会社であるSMBCサイバーフロント株式会社を設立しました。引き続きサイバーセキュリティ業界の再編を進めるべく、M&Aによるソリューションや人材の集積に取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度におけるNEW-ITトランスフォーメーション事業の売上収益は20,797百万円（前期比81.6%増）、セグメント利益は6,080百万円（前期92百万円）となりました。

#### (Ⅱ) パブリテック事業

パブリテック事業につきましては、地方自治体のDXや地域の経済循環に向けた取り組みによる地方創生を推し進めております。地方創生領域においては、東日本旅客鉄道株式会社が運営する「JRE MALL ふるさと納税」や株式会社カブ&ピースが運営する「KABU&ふるさと納税」などのOEMサービスの拡大も寄与し、当連結会計年度における寄付取扱高は前連結会計年度を上回る結果となり順調に伸展しました。また、2024年9月に東光コンピュータ・サービス株式会社を完全子会社化し、カーボンクレジットなどの新規事業開発を推し進めてまいります。さらに、2025年4月1日に発表したとおり株式会社グリヴィティを設立し、ふるさと納税における自治体の配送業務の効率化とコスト削減を支援し、物流分野における事業成長を加速させてまいります。公共DX領域については、地方自治体向けSaaSビジネスであるLoGoチャット及びLoGoフォームが引き続きユーザーからの高い評価を得て契約数が増加し、有償・無償を合わせ約1,500の自治体でLoGoチャットを利用いただいております。

この結果、当連結会計年度におけるパブリテック事業の売上収益は26,160百万円（前期比2.5%増）、セグメント利益は13,045百万円（前期比18.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,019百万円で、主要なものはパブリテック事業にかかるかかるソフトウェア開発です。

③ 資金調達の状況

当社グループにおける主な資金調達は以下のとおりです。

当社グループは主にM&A資金に充てるため、金融機関より長期借入金として、総額119億円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

株式会社トラストバンクのふるさと納税におけるSCM（サプライチェーンマネジメント）事業を新設分割し、また当該株式を当社に配当することが2025年3月31日開催の臨時株主総会において決議されました。当該新設分割は、効力発生日である2025年4月1日に完了し、株式会社グリヴィティは当社の完全子会社となりました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

i．当社は、2024年9月に東光コンピュータ・サービスの株式を取得し、同社を完全子会社としました。

ii．当社は、2024年12月に株式会社fundbookの株式を取得し、完全子会社としました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 20 期<br>(2022年3月期) | 第 21 期<br>(2023年3月期) | 第 22 期<br>(2024年3月期) | 第 23 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 収 益 (百万円)          | 10,140               | 20,021               | 37,015               | 46,387                            |
| 営 業 利 益 (百万円)          | 4,582                | 5,730                | 7,383                | 13,515                            |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円) | 3,093                | 3,856                | 4,262                | 7,532                             |
| 基本的1株当たり当期利益 (円)       | 42.81                | 53.31                | 58.91                | 107.49                            |
| 資 産 合 計 (百万円)          | 42,728               | 52,943               | 93,828               | 104,790                           |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)    | 462.84               | 504.21               | 545.69               | 592.91                            |
| 資 本 合 計 (百万円)          | 35,506               | 39,331               | 49,923               | 49,673                            |

- (注) 1.会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準に準拠して作成しております。
- 2.基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出し、また、1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- 3.第20期につきましては、決算日の変更に伴い、2021年10月1日から2022年3月31日までの6か月間となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容        |
|-------------------------|----------|----------|----------------------|
| 株 式 会 社 ト ラ ス ト バ ン ク   | 122百万円   | 100.0%   | パブリテック事業             |
| 株 式 会 社 O r b           | 75百万円    | 95.2%    | パブリテック事業             |
| 株 式 会 社 ビ ー キ ャ ッ プ     | 9百万円     | 71.3%    | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| 株 式 会 社 ガ バ メ イ ツ       | 100百万円   | 100.0%   | パブリテック事業             |
| 株式会社DFA Robotics        | 56百万円    | 79.3%    | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| 株式会社トラベルジップ             | 10百万円    | 65.0%    | パブリテック事業             |
| 株 式 会 社 チ ェ ン ジ         | 10百万円    | 100.0%   | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| イー・ガーディアン株式会社           | 1,967百万円 | 50.5%    | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| 株式会社アップクローズ             | 50百万円    | 100.0%   | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| サイリーグホールディングス株式会社       | 99百万円    | 100.0%   | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| アイディールートコンサルティング株式会社    | 73百万円    | 91.9%    | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |
| 東光コンピュータ・サービス株式会社       | 60百万円    | 100.0%   | パブリテック事業             |
| 株 式 会 社 f u n d b o o k | 100百万円   | 100.0%   | NEW-ITトランスフォーメーション事業 |

(注) 1. 議決権比率は、当社の子会社による間接所有分を含めて表示しております。

- 2024年9月20日に東光コンピュータ・サービス株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
- 2024年12月23日に株式会社fundbookの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
- 2024年4月1日にKDDI株式会社所有の種類株式について普通株式への転換がされたことで、KDDI株式会社が有する議決権比率が50.01%となったことにより、株式会社デジタルグロースアカデミア及びその子会社であるロゴスウェア株式会社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

③ 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

| 特定完全子会社の名称   | 特定完全子会社の住所      | 当社及び当社の完全子会社における<br>特定完全子会社の株式の帳簿価額 |
|--------------|-----------------|-------------------------------------|
| 株式会社トラストバンク  | 東京都品川区上大崎三丁目１－１ | 23,246百万円                           |
| 株式会社fundbook | 東京都港区虎ノ門１丁目２３－１ | 15,632百万円                           |

(注)当事業年度末日における当社の総資産額は、71,148百万円であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、更なる事業拡大及び成長を加速させるために、以下の点に対処すべき重要な課題と認識し、取り組んでまいります。

##### ①NEW-ITトランスフォーメーション事業の強化

NEW-ITトランスフォーメーション事業のうち、民間DX・M&A仲介領域では、BPOサービス×デジタルを掛け合わせることによって、人手不足解消に資する多様なソリューションを提供し、M&A仲介事業での新たな付加価値の創造にも取り組んでまいります。また、サイバーセキュリティ領域では、総合サイバーセキュリティ企業としての地位を築くべく、M&Aを含むアライアンス戦略によりセキュリティ分野の営業チャネルとソリューション強化を図ってまいります。

##### ②パブリック事業の強化

パブリック事業のうち、地方創生領域では、ふるさと納税事業で引き続きOEMを活用して安定的な収益基盤を構築し変化の激しい競争環境を勝ち抜くほか、旺盛なインバウンド需要を取り込むべく観光分野でのソリューション強化やカーボンクレジット事業の立ち上げ・拡大に注力してまいります。また、公共DX領域では、これまで培った自治体営業力と自治体BPRコンサルの強みを活かした新たな分野への展開や、中央省庁を含めた大型案件の獲得に取り組んでまいります。

##### ③事業シナジーの強化

グループ会社の増加を企業価値向上により結び付けるべく、各社のケイパビリティを活かし多くのシナジーを生み出すことが今後の当社の成長にとって重要であると考えております。特に株式会社チェンジや株式会社トラストバンクが持つDXコンサルティング、教育・研修ノウハウ、自治体・民間企業・金融機関とのネットワークを活かして、グループ会社間でのシナジーを創出することに注力してまいります。

##### ④内部管理体制及び経営基盤の強化

当社グループの事業規模の拡大に伴い、内部管理体制として求められる管理機能の範囲が拡大し、また専門的なスキル及び知見も高度化しております。それらに対処すべく、従業員に積極的に教育機会を提供するほか、採用市場における競争力を高め優秀な人材を確保することで内部管理体制の充実を図ります。また、本総会の目的事項である第2号議案「定款一部変更の件」のとおり、取締役会から執行陣への権限委譲を通じた意思決定の迅速化、取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした審議を一段と充実させることによる取締役会の監督機能の強化及びグループ経営の効率化を図ることを目的に監査等委員会設置会社への移行を推進し、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

当社グループにおいては「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性をCHANGEする」というビジョンのもと、人口減少下の日本を持続可能な社会にするための事業を展開しております。

具体的なグループの事業は、デジタル人材の育成支援や業務プロセスの革新及びデジタル化、M&A仲介、そしてサイバーセキュリティ領域を担う「NEW-ITトランスフォーメーション事業」と、ふるさと納税プラットフォーム及び自治体向けのデジタル化サービスによりDXによる地方創生を推進する「パブリテック事業」の2つに分かれます。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 184,320,000株

② 発行済株式の総数 73,852,362株

（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は873,600株増加しております。

③ 株主数 22,765名

### ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数         | 持株比率   |
|-------------------------|-------------|--------|
| S B I ホールディングス株式会社      | 25,813,200株 | 37.09% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4,799,900   | 6.89   |
| 神保吉寿                    | 2,840,000   | 4.08   |
| 福留大士                    | 2,229,500   | 3.20   |
| 須永珠代                    | 2,010,092   | 2.88   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）      | 1,976,200   | 2.84   |
| 木下圭一郎                   | 1,505,500   | 2.16   |
| 伊藤彰                     | 1,262,000   | 1.81   |
| 石原徹哉                    | 1,258,000   | 1.80   |
| 金田憲治                    | 1,208,000   | 1.73   |

（注） 1. 当社は自己株式を4,273,415株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位                   | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 兼<br>執 行 役 員 社 長 | 福 留 大 士 | (株)トラストバンク 取締役<br>(株)ROXX 社外取締役<br>(株)Orb 取締役<br>ポート(株) 経営アドバイザー<br>SBI地方創生サービシーズ(株) 代表取締役社長<br>(株)ガバメイツ 取締役<br>(株)DFA Robotics 取締役<br>(株)トラベルジップ 取締役<br>(株)ホープ 社外取締役<br>(株)チェンジ鹿児島 社外取締役<br>イー・ガーディアン(株) 取締役<br>サイリリーグホールディングス(株) 取締役<br>(株)アーシャルデザイン 社外取締役<br>(株)fundbook 取締役<br>(一社)ナスコンバレー協議会 理事 |
| 取 締 役 兼<br>執 行 役 員 副 社 長   | 伊 藤 彰   | (株)ビーキャップ 取締役副社長<br>(株)チェンジ 取締役兼執行役員副社長                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 取 締 役 兼<br>執 行 役 員 C F O   | 山 田 裕   | Corporate ユニット長<br>(株)トラストバンク 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 取 締 役                      | 松 本 壮 志 | (株)フィックスポイント 社外取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 取 締 役                      | 滝 川 佳 代 | 長島・大野・常松法律事務所 パートナー<br>(株)日本信用情報機構 社外監査役                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 常 勤 監 査 役                  | 久 保 剛 彦 | (株)チェンジ 監査役<br>サイリリーグホールディングス(株) 監査役                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 監 査 役                      | 矢 治 博 之 | 矢治公認会計士事務所 代表<br>三菱UFJ信託銀行(株) 顧問<br>(株)AVILEN 監査役                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 監 査 役                      | 小 出 隆 造 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役 松本壮志及び取締役 滝川佳代は、社外取締役であります。
2. 監査役 久保剛彦、監査役 矢治博之及び監査役 小出隆造は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 久保剛彦及び監査役矢治博之は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役 久保剛彦は、大企業での経営経験及び長年にわたる金融機関での経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・監査役 矢治博之は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役 松本壮志、社外取締役 滝川佳代、社外監査役 久保剛彦、社外監査役 矢治博之及び社外監査役 小出隆造を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  5. 当社では、迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しており、上記取締役兼務執行役員に加え、執行役員（会長兼ファウンダー）神保吉寿、執行役員（NEW-ITトランスフォーメーション担当）金田憲治、執行役員（NEW-ITトランスフォーメーション担当）石原徹哉、執行役員（NEW-ITトランスフォーメーション担当）高橋範光、執行役員（NEW-ITトランスフォーメーション担当）野田知寛、執行役員（パブリテック担当）木澤真澄、執行役員（マーケティング担当）泉善博、執行役員（社長室、新規事業開発担当）山本美和子、執行役員（NEW-ITトランスフォーメーション担当）石川耕、執行役員（NEW-ITトランスフォーメーション担当）大越いづみ、執行役員（パブリテック担当）田中英優、執行役員（NEW-ITトランスフォーメーション担当）和田正弘の12名で構成しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役松本壮志、社外取締役滝川佳代及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### イ. 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社並びに当社の全ての連結子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣取締役・監査役及び退任取締役・監査役

(注)取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の従業員であります。

### ロ. 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が上記イ. の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は当社が全額負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報 酬 等 の 総 額<br>(百万円) | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (百万円) |                    |                  | 員 数<br>( 名 ) |
|--------------------|----------------------|---------------------------|--------------------|------------------|--------------|
|                    |                      | 基本報酬                      | 業 績 連 動 等<br>報 酬 等 | 非 金 銭 等<br>報 酬 等 |              |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 96<br>(14)           | 96<br>(14)                | -<br>(-)           | -<br>(-)         | 5<br>(2)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 20<br>(20)           | 20<br>(20)                | -<br>(-)           | -<br>(-)         | 3<br>(3)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 116<br>(34)          | 116<br>(34)               | -<br>(-)           | -<br>(-)         | 8<br>(5)     |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における退職給付費用1百万円

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年12月25日開催の第18回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は2名)です。

監査役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第12回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

二. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2020年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

なお、2021年12月24日開催の取締役会において、業績連動報酬に関する方針について、「2022年3月期以降、業績連動報酬に係る指標は、親会社の所有者に帰属する当期利益（連結業績）のみ」に変更する旨の決議を行っております。

#### (a) 方針の内容

##### a.基本報酬に関する方針

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。固定報酬については、取締役としての職務執行の職責・役割・貢献度合い等の総合的な判断を行い決定し、業績連動報酬は当期の職務執行の対価として、親会社の所有者に帰属する当期利益（連結業績）を評価基準としております。中長期的な業績と連動する報酬については、現時点において、社外取締役を除く取締役が十分な自社株式を保有していることから、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを得ていると考えております。

社外取締役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみとしており、取締役としての経営責任や当社の業績及び景気動向等を総合的に判断したうえで、決定するものとしております。

監査役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成されております。

##### b.業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬に係る指標は、親会社の所有者に帰属する当期利益（連結業績）としております。当該指標は、成長投資に向けた原資や株価に影響を与える分かり易い指標であるため株式市場の関心が高く、当社として最も重要な指標であると考えております。

##### c.業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬については、当社グループ及び当社の事業年度毎の業績目標の達成に向けた健全なインセンティブが機能することを目的として決定しております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

d.取締役及び監査役報酬額等を与える時期又は条件の決定方針

取締役報酬及び監査役報酬のうち固定報酬については、月例の固定金銭報酬としております。また、監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。

取締役の業績連動報酬については、当該事業年度の定時株主総会終了後、1か月以内に年1回支給します。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役会は、個人別報酬等の決定を委任しておりません。

(b) 当事業年度の業績連動報酬の算定方法

当事業年度の業績連動報酬は、業績連動指標の数値の確定後、次の方法に基づき算定のうえ支給額を確定し支払います。

a.総支給額

総支給額は、下記個別支給額b.(ア)の合計額(85,000,000円が上限金額)です。

b.個別支給額

個別支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、次のとおりとなります。

(ア) 連結業績を基準とする業績連動報酬

連動指標：業績連動報酬計上前親会社の所有者に帰属する当期利益

連結業績を基準とする業績連動報酬総支給額＝ $B \times C$

$A = 2025\text{年}3\text{月期業績連動報酬計上前親会社の所有者に帰属する当期利益（実績値）} \div 2025\text{年}3\text{月期親会社の所有者に帰属する当期利益（目標値} 8,069,459,551\text{円）}$

$B = 5,000,000\text{円}$

$C = (A - 1.00) \times 100$ （小数点以下切捨。上限値を17とし、マイナスの場合は0とする。）

個別支給額算定ベース＝連結業績を基準とする業績連動報酬総支給額×役位ポイント  
÷対象となる役位ポイントの総和

役位ポイントは次のとおりです。

| 代表取締役兼<br>執行役員社長 | 取締役兼執行役員<br>副社長 | 取締役兼執行役員<br>CFO |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 50               | 25              | 25              |

(c) 業績指標の内容及び実績

(単位：百万円)

| 業績指標の内容              | 当事業年度目標値 | 当事業年度実績 | 上記算定式に<br>基づく総支給額 |
|----------------------|----------|---------|-------------------|
| 連結業績を基準とする<br>業績連動報酬 | 8,069    | 7,532   | -                 |

ホ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額は4百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2025年3月31日現在）

| 会社における地位<br>及び氏名 | 兼職先及び地位                 | 重要な兼職先と当社との関係                                        |
|------------------|-------------------------|------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>松本 壮志   | (株)フィックスポイント<br>社外取締役   | 当社との間には特別な関係はありません。                                  |
| 社外取締役<br>滝川 佳代   | 長島・大野・常松法律事務所<br>パートナー  | 滝川 佳代氏が所属する長島・大野・常松法律事務所と当社は、法律事務の委任に関する契約を締結しております。 |
|                  | (株)日本信用情報機構 社外監査役       | 当社との間には特別な関係はありません。                                  |
| 社外監査役<br>久保 剛彦   | (株)チェンジ 監査役             | 当社の完全子会社であります。                                       |
|                  | サイリーグホールディングス(株)<br>監査役 | 当社の完全子会社であります。                                       |
| 社外監査役<br>矢治 博之   | 矢治公認会計士事務所 代表           | 当社との間には特別な関係はありません。                                  |
|                  | 三菱UFJ信託銀行(株) 顧問         | 当社との間には特別な関係はありません。                                  |
|                  | (株)AVILEN 監査役           | 当社との間には特別な関係はありません。                                  |

□. 当事業年度における主な活動状況

|       |         | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                      |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 松 本 壮 志 | 当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。経営者の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選任・取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。    |
| 社外取締役 | 滝 川 佳 代 | 当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選任・取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外監査役 | 久 保 剛 彦 | 当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、大企業での経営経験及び財務・会計の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                                  |
| 社外監査役 | 矢 治 博 之 | 当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                                          |
| 社外監査役 | 小 出 隆 造 | 当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、大企業での豊富な実務経験や経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                               |

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 各監査役は、監査役会において、監査方針や監査計画案の策定や監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を実施し、必要な発言を適宜行っております。
3. 当事業年度における指名諮問委員会は2回、報酬諮問委員会は2回開催され、社外取締役の松本壮志氏、滝川佳代氏が全ての諮問委員会及び報酬委員会に出席し、適切な意見・助言を行っております。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| ( 資 産 )         |         | ( 負 債 )         |         |
| 流 動 資 産         | 49,823  | 流 動 負 債         | 23,411  |
| 現金及び現金同等物       | 30,185  | 営業債務及びその他の債務    | 12,140  |
| 営業債権及びその他の債権    | 17,760  | 短期借入金           | 5,838   |
| 棚卸資産            | 437     | リース負債           | 882     |
| その他の金融資産        | 472     | その他の金融負債        | 282     |
| その他の流動資産        | 966     | 未払法人所得税         | 2,028   |
| 非 流 動 資 産       | 54,967  | その他の流動負債        | 2,239   |
| 有形固定資産          | 1,152   | 非 流 動 負 債       | 31,705  |
| 使用権資産           | 1,647   | 社債及び借入金         | 26,883  |
| の れ ん           | 28,881  | リース負債           | 865     |
| 無形資産            | 8,711   | 引当金             | 415     |
| 持分法で会計処理されている投資 | 4,926   | 繰延税金負債          | 2,967   |
| その他の金融資産        | 7,460   | その他の非流動負債       | 574     |
| 繰延税金資産          | 2,102   | 負 債 合 計         | 55,116  |
| その他の非流動資産       | 84      | ( 資 本 )         |         |
| 資 産 合 計         | 104,790 | 親会社の所有者に帰属する持分  | 41,254  |
|                 |         | 資 本 金           | 1,042   |
|                 |         | 資本剰余金           | 22,081  |
|                 |         | 利益剰余金           | 24,117  |
|                 |         | 自己株式            | △5,882  |
|                 |         | その他の資本の構成要素     | △104    |
|                 |         | 非 支 配 持 分       | 8,419   |
|                 |         | 資 本 合 計         | 49,673  |
|                 |         | 負 債 及 び 資 本 合 計 | 104,790 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    |
|---------------|--------|
| 売上            | 46,387 |
| 売上原価          | 20,499 |
| 売上総利益         | 25,888 |
| 販売費及び一般管理費    | 13,265 |
| 減損損失          | 798    |
| 貸倒引当金繰入額      | 172    |
| 子会社の支配喪失に伴う利益 | 1,569  |
| その他の収益        | 204    |
| その他の費用        | 102    |
| 持分法による投資利益    | 191    |
| 営金            | 13,515 |
| 金融            | 20     |
| 金融            | 789    |
| 税金引           | 12,745 |
| 法人所得          | 4,734  |
| 当期利益          | 8,011  |
| 当期利益の帰属       |        |
| 親会社           | 7,532  |
| 非支配           | 478    |
| 当期利益          | 8,011  |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額     |
|-------------------|--------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)               |         |
| 流 動 資 産           | 13,903 | 流 動 負 債                 | 8,883   |
| 現 金 及 び 預 金       | 12,100 | 買 掛 金                   | 42      |
| 売 掛 金             | 250    | 1年内返済予定の長期借入金           | 5,326   |
| 前 渡 金             | 3      | 未 払 金                   | 218     |
| 前 払 費 用           | 118    | 未 払 費 用                 | 11      |
| 未 収 配 当 金         | 0      | 預 り 金                   | 24      |
| 関係会社短期貸付金         | 2,235  | 関係会社短期借入金               | 3,227   |
| 貸 倒 引 当 金         | △958   | そ の 他                   | 30      |
| そ の 他             | 153    | 固 定 負 債                 | 26,049  |
| 固 定 資 産           | 57,244 | 長 期 借 入 金               | 25,868  |
| 有 形 固 定 資 産       | 67     | 資 産 除 去 債 務             | 34      |
| 建 物               | 45     | 繰 延 税 金 負 債             | 146     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 22     | 負 債 合 計                 | 34,933  |
| 無 形 固 定 資 産       | 38     | (純 資 産 の 部)             |         |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 38     | 株 主 資 本                 | 35,947  |
| そ の 他             | 0      | 資 本 金                   | 1,042   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 57,137 | 資 本 剰 余 金               | 37,618  |
| 投 資 有 価 証 券       | 4,574  | 資 本 準 備 金               | 1,042   |
| 関 係 会 社 株 式       | 49,691 | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 36,576  |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 86     | 利 益 剰 余 金               | 3,169   |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 2,765  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 3,169   |
| そ の 他             | 20     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,169   |
| 資 産 合 計           | 71,148 | 自 己 株 式                 | △ 5,882 |
|                   |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 265     |
|                   |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 265     |
|                   |        | 新 株 予 約 権               | 2       |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 36,215  |
|                   |        | 負 債 純 資 産 合 計           | 71,148  |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月 1 日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金     | 額     |
|-------------------------|-------|-------|
| 営 業 収 益                 |       |       |
| グ ル ー プ 経 営 運 営 収 入     | 1,908 |       |
| 関 係 会 社 受 取 配 当 金 収 入   | 6,780 |       |
| そ の 他 の 収 入             | 228   | 8,916 |
| 営 業 費 用                 |       | 2,077 |
| 営 業 利 益                 |       | 6,839 |
| 営 業 外 収 益               |       |       |
| 受 取 利 息                 | 37    |       |
| そ の 他                   | 26    | 63    |
| 営 業 外 費 用               |       |       |
| 支 払 利 息                 | 251   |       |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 623   |       |
| 資 金 調 達 費 用             | 276   |       |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入           | 958   |       |
| そ の 他                   | 10    | 2,120 |
| 経 常 利 益                 |       | 4,782 |
| 特 別 利 益                 |       |       |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 0     | 0     |
| 特 別 損 失                 |       |       |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0     |       |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 1,644 | 1,644 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 3,138 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3     |       |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 38    | 42    |
| 当 期 純 利 益               |       | 3,096 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社チェンジホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 谷 口 公 一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 芝 山 喜 久 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チェンジホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社チェンジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社チェンジホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 谷 口 公 一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 芝 山 喜 久 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チェンジホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会での審議を経て本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・職務の分担等を定め、監査役会にて意見交換するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の通り監査を実施致しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めると共に、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社チェンジホールディングス  
監査役会  
常勤監査役 久保剛彦 ㊞  
(社外監査役)  
監査役 矢治博之 ㊞  
(社外監査役)  
監査役 小出隆造 ㊞  
(社外監査役)

以 上

## 場所

東京ミッドタウン・タワー 4階 カンファレンスRoom 1

[illegible]

交通のご案内

東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅  
1番出口より徒歩約10分

